

県内独自の銘柄畜産物(豚肉・鶏卵)等の販促資材作成及び配布業務 企画提案募集要領

県内独自の銘柄畜産物（豚肉及び鶏卵）等の販促資材作成及び配布業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり，公募型プロポーザル方式により，最も優れた提案及び能力を有し，最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

- 1 委託業務名
県内独自の銘柄畜産物（豚肉・鶏卵）等の販促資材作成及び配布業務
- 2 募集業務の内容
別紙仕様書のとおり
- 3 委託期間
契約締結の日から令和5年3月15日（水）まで
- 4 事業費（委託上限額）
金1,996,830円（消費税及び地方消費税181,530円を含む。）

第2 応募資格

以下のすべてに該当する者のみ，企画提案に応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に，宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- (8) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること
- (9) 発注者と緊密に連絡を取る必要があることから，宮城県内に活動拠点（本店又は営業所等）を有し，随時，迅速かつ具体的な連絡・協議等が可能であるとともに，委託

業務を的確に遂行する能力を有すること。

第3 スケジュール（予定を含む。）

企画提案募集開始	令和4年4月6日（水）
企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和4年4月15日（金）
企画提案書作成等に関する質問への回答	令和4年4月20日（水） 予定
企画提案参加申込期限 企画提案書等の提出期限	令和4年5月9日（月）
企画提案選定委員会	令和4年5月12日（木）
選定結果の通知	令和4年5月16日（月）
契約締結	令和4年5月下旬予定

第4 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

本業務への質問がある場合は、次のとおり質問書（様式第1号）を提出すること。

- (1) 質問受付期間 令和4年4月15日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 電子メール
- (3) 提出先 宮城県農政部畜産課生産振興班
電子メールアドレス：tikusanpp@pref.miyagi.lg.jp
- (4) 様式 質問書（様式第1号）
- (5) 回答方法

質問に対する回答は、回答事項を取りまとめ次第、令和4年4月20日（水）（予定）までに宮城県農政部畜産課のホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、当該質問者にのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。

2 企画提案への参加申込

企画提案への参加を希望する者（以下「企画提案者」という。）は、次のとおり関係書類を添えて企画提案参加申込書、企画提案書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年5月9日（月）午後5時必着
- (2) 提出方法 郵送又は持参
- (3) 提出先 宮城県農政部畜産課生産振興班
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県行政庁舎11階）
- (4) 提出書類

以下の資料を用意すること。なお、企画提案書はイからホの内容を全て入れた上で一綴りとし、A4片面印刷で表紙を含めて30ページ以内で作成すること。

- ① 参加申込書（全てA4判片面印刷で提出すること。）
 - イ 企画提案参加申込書（様式第2号） 1部
 - ロ 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第3号） 1部
- ② 企画提案書（全てA4判片面印刷で提出すること。）
 - イ 企画提案書（任意様式） 8部

- ・企画提案書の構成については、別紙「企画提案書の構成」のとおり。
- ロ 事業経費見積書（任意様式） 8部（うち押印したものは1部）
 - ・仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。
- ハ 業務遂行体制図 8部
 - ・本業を遂行するに当たっての体制の詳細を記載すること。
- ニ 業務行程表（作業スケジュール）（任意様式） 8部
- ホ 同種・類似業務の受託実績（任意様式） 8部（うち押印したものは1部）
 - ・官民を問わず、これまでに実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
 - ・過去2年以内に国や自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

第5 留意事項

- 1 提出された書類の差替え、変更及び取消は一切認めない。
- 2 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等は無効とする。
 - （イ）提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明な場合。
 - （ロ）本要領等の規定に従っていない場合。
 - （ハ）同一の事業者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合。
 - （ニ）企画提案に関する手続きの公正な執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合。
 - （ホ）民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合。
- 3 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。
- 4 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。ただし、取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- 5 この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- 6 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。
- 7 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。

第6 その他必要な事項

- 1 契約に関する条件等
 - （1）成果品の利用（二次利用等）
 - 本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、媒体間の連携や関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。
 - （2）機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 企画提案書の取扱い

提出された企画提案書等は返却しない。

(2) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。

(3) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取りやめることがある。

第7 業務委託候補者の選定

1 県が設置する選定委員会において、あらかじめ定めた審査基準に基づき、提出書類により審査を行い、各委員の評価点の平均が満点の6割以上の事業提案者の中から、最も優れていると判断された企画提案を実施した者を業務受託候補者として選定する。

2 審査方法

(1) 実施日 令和4年5月12日（木）

(2) 実施場所 宮城県行政庁舎内

(3) 実施方法 提出された企画提案書等をもって、書面審査とする。

(4) 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者の場合も審査を行い、評価点の平均が満点の6割以上であり、業務を適切に実施できると判断される場合は、業務委託候補者として選定する。

なお、業務を適切に実施できないと判断される場合又は企画提案者がいない場合は、再度、企画提案者を募集する。

(5) 選考結果の通知

審査終了後は、上記第3に示す日以降、速やかに全ての企画提案者に審査結果を通知する。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受付けない。

第8 業務委託候補者の選定

審査項目及び審査の視点並びに配点（合計100点）は、次のとおりとする。

【県内独自の銘柄畜産物（豚肉・鶏卵）等の販促資材作成業務】	85点
デザインの狙いは的確か。	10点
デザイン・全体構成は、消費者が興味を持ち、多様な県内銘柄畜産物（豚肉・鶏卵）の魅力発信、消費拡大に資するものとなっているか。	25点
パンフレット・リーフレットのデザイン・内容は、生産現場における特色やこだわりを消費者にわかりやすく伝えるものとなっているか。	30点
独自提案のPR資材は、目的達成を期待できる内容となっているか。	15点
独自提案のPR資材は、販売会等で販売業者が使用しやすい仕様となって	5点

いるか。	
【配布業務】	15点
実施体制，スケジュールは適切に整っているか	15点

第9 問い合わせ先

宮城県農政部畜産課生産振興班（担当：山崎）

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL 022(211)2853 FAX 022(211)2859

E-mail tikusanpp@pref.miyagi.lg.jp

企画提案書の構成

企画提案書は、次の1～3までの項目を必ず含むものとし、本書に示す順で構成すること。

1 表紙

次の事項を記載すること。

- ・委託業務名
- ・事業者名
- ・住所
- ・代表者名
- ・担当者名（所属，職，氏名）
- ・連絡先（電話番号，ファクシミリ番号，電子メールアドレス）

2 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

3 本文

- (1) デザインの狙い
- (2) デザイン案（イメージ画像）・全体構成
- (3) 独自提案するPR資材の内容
- (4) 作成する販促資材の仕様（主要諸元）
- (5) 食品販売事業者等への配布方法，スケジュール
- (6) 事業の実施体制

本事業を実施するに当たっての体制の詳細を記載すること。